平成２６年（フ）第２６号
栃木県足利市大橋町１丁目2001番地２　Ｋハイツ201
債務者　柏瀬　佳泉
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１１４号
岡山市南区豊浜町11番49号　岡山タクシー社員寮202Ａ６号
債務者　繁光　巧規（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２２号
東京都八王子市諏訪町388番地２パレス中芳201号
債務者　山下　一也
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４号
熊本県人吉市中神町字馬場14番地１　新堀住宅バラ
債務者　末満　朝子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第１５号
熊本県人吉市中神町字馬場14番地１　新堀住宅バラ
債務者　末満由希奈
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第１４９号
東京都東村山市本町４丁目９番地本町アパート23―105
債務者　杉戸　　幸
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２３５号
東京都西東京市南町６丁目11番25号伸岩荘210号
債務者　松井あつ子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１６号
岡山市北区富町１丁目４―36、住民票上の住所岡山市北区御津中泉1186番地
債務者　河田　弘惠
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１９号
岡山市北区高柳東町１番32号メゾンラフィネ401
債務者　小笠原　裕
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３５号
静岡市葵区瀬名１丁目21番５―502号
債務者　桐畑　　卓
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月30日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３号
静岡市清水区三保1646番地の３　森本アパート２―303
債務者　奥山　亮平
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５９号
静岡市駿河区中島430番地の９　Ｓ23―102号武田方
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月14日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１号
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味3159番地
債務者　安次嶺祐貴乃（旧姓知花）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第５２号
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味3159番地
債務者　安次嶺竜二
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２６６号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1121―101
債務者　國方　　孝
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５５８号
横浜市青葉区千草台34番地16　グリーンハイエスト402
債務者　大坪　孝子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部